

貸付

母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子家庭や父子家庭・寡婦の方の生活の安定と向上のため、低利又は無利子で借りることができます。

資金名	内容	貸付の限度額	利子	償還期間
事業開始資金	事業を開始するために必要な設備、什器、機械等の購入資金	3,470,000円	保証人有 保証人無 無利子 年1.0%	7年以内
事業継続資金	現在継続中の事業に必要な商品、材料等を購入する運転資金	1,740,000円	保証人有 保証人無 無利子 年1.0%	7年以内
修学資金	お子さんが高校・大学等に修学するために必要な資金	高校(月) 18,000円 ~35,000円 大学(月) 45,000円 ~64,000円 大学院(月) 132,000円 ~183,000円	無利子 (保証人必須)	20年以内 専修学校(一般課程) 5年以内
技能習得資金	お母さん、お父さんが技能や資格を得るために必要な授業料、材料費等の資金	(月)一括払いの場合 816,000円 自動車運転免許取得 460,000円	保証人有 保証人無 無利子 年1.0%	20年以内
修業資金	お子さんが事業開始又は就職するための知識技能を習得するために必要な資金	(月)自動車運転免許取得 68,000円 460,000円	無利子 (保証人必須)	20年以内
就職支度資金	就職に必要な被服、履物等及び通勤用自動車を購入する資金	105,000円 自動車購入 340,000円	母の就職 保証人有 保証人無 無利子 年1.0% 児童の就職 無利子 (保証人必須)	6年以内
医療介護資金	医療及び介護を受けるために必要な資金	医療 340,000円 介護 500,000円	保証人有 保証人無 無利子 年1.0%	5年以内 (介護償還払いの場合 1回払い)
生活資金	お母さん、お父さんが技能習得期間中、医療介護資金を借り受けている間、失業期間中、母子家庭・父子家庭となつて7年未満の間及びお母さん(お父さん)の家計が急変し、児童扶養手当が支給されるまでの間の生活費補助資金	(月)技能習得の場合(月)母(父)が生計中心者でない場合(月)家計急変の場合 108,000円 141,000円 70,000円 児童扶養手当に準拠した額	保証人有 保証人無 無利子 年1.0%	技能 20年以内 医療介護・失業 5年以内 7年未満の父・母 8年以内 家計急変 10年以内
住宅資金	住宅の増改築、補修保全及び建替え、購入に必要な資金	1,500,000円 災害特別の場合 2,000,000円	保証人有 保証人無 無利子 年1.0%	6年以内 災害特別の場合 7年以内
転宅資金	住居の移転に際し、住居の賃貸借や家財運搬等に必要な資金	260,000円	保証人有 保証人無 無利子 年1.0%	3年以内
就学支度資金	お子さんが就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	高校 150,000円 ~420,000円 大学 272,000円 ~590,000円 大学院 380,000円 ~590,000円	無利子 (保証人必須)	20年以内 専修学校(一般課程) 修業施設 5年以内
結婚資金	お子さんが結婚するために必要な経費及び家具、什器等を購入する資金	320,000円	保証人有 保証人無 無利子 年1.0%	5年以内

※貸付申請の際には、マイナンバーが必要となります。(申請者のみ) ※貸付一般限度額を掲載。特別等の扱いは個別に相談・受付。

母子父子寡婦福祉小口資金貸付金

ひとり親家庭や寡婦の方で一時的に生活資金が必要なときに、(公財)石川県母子寡婦福祉連合会から借りることができます。

貸付限度額	100,000円以内
利子	無利子
償還期間	1年以内 ただし、当該年度末(3月)に一旦返済する必要があります。
窓口	(公財)石川県母子寡婦福祉連合会

交通遺児等生活資金貸付

自動車事故により保護者が亡くなられたり、重度の後遺障害が残ったりした家庭の中学卒業までの子どもを対象に貸し付けます。

貸付金額	一時金 155,000円 毎月 20,000円 入学支度金 44,000円
利子	無利子
償還期間	20年以内

窓口	独立行政法人 自動車事故対策機構 石川支所 (076) 239-3207
----	---

各種相談機関の連絡先

相談機関名	所在地	電話	相談機関名	所在地	電話
石川県石川中央保健福祉センター福祉相談地域支援課	〒929-0331 河北郡津幡町字中橋口1-1	(076) 289-2202	石川県女性相談支援センター	〒920-8557 金沢市本多町3-1-10	(076) 208-3304
石川県南加賀保健福祉センター地域支援課	〒923-8648 小松市園町448	(0761) 22-0792	こども相談センター(金沢市児童相談所)	〒921-8171 金沢市富樫3-10-1	(076) 243-4158
石川県能登中部保健福祉センター地域支援課	〒926-0021 七尾市本府中町27-9	(0767) 53-6891	石川県母子・父子福祉センター	〒920-0861 金沢市三社町1-44	(076) 264-0503
石川県能登北部保健福祉センター地域支援課	〒928-0079 輪島市鳳至町島田102-4	(0768) 22-4149	金沢公共職業安定所	〒920-8609 金沢市鳴和1-18-42	(076) 253-3030
金沢市社会福祉事務所	〒920-8577 金沢市広坂1-1-1	(076) 220-2285	(津幡分室)	〒929-0326 河北郡津幡町字清水ア66-4	(076) 289-2530
七尾市福祉事務所	〒926-0811 七尾市御成町1	(0767) 53-8445	七尾公共職業安定所	〒926-8609 七尾市小島町西部2 七尾地方庁	(0767) 52-3255
小松市社会福祉事務所	〒923-8650 小松市小馬出町91	(0761) 24-8057	(羽咋出張所)	〒925-8609 羽咋市南中央町キ105-6	(0767) 22-1241
輪島市福祉事務所子育て健康課	〒928-0001 輪島市河井町2-287-1	(0768) 23-0082	小松公共職業安定所	〒923-8609 小松市日の出町1-120 小松日の出庁	(0761) 24-8609
珠洲市福祉事務所	〒927-1215 珠洲市上戸町北方1-6-2	(0768) 82-7747	加賀公共職業安定所	〒922-8609 加賀市大聖寺菅生イ78-3	(0761) 72-8609
加賀市福祉事務所	〒922-8622 加賀市大聖寺南町二41	(0761) 72-7856	白山公共職業安定所	〒924-0871 白山市西新町235	(076) 275-8533
羽咋市福祉事務所	〒925-8501 羽咋市旭町ア200	(0767) 22-1114	輪島公共職業安定所	〒928-8609 輪島市鳳至町島田99-3 輪島地方庁	(0768) 22-0325
かほく市福祉事務所	〒929-1195 かほく市野気二81	(076) 283-7155	(能登出張所)	〒927-0435 鳳珠郡能登町字宇出津新港3-2-2	(0768) 62-1242
白山市福祉事務所	〒924-8688 白山市倉光2-1	(076) 274-9527	マザーズハローワーク金沢	〒920-0935 金沢市石引4-17-1 県本多の森庁舎	(076) 261-0026
能美市福祉事務所	〒923-1297 能美市来丸町1110	(0761) 58-2232	金沢新卒応援ハローワークヤングハローワーク金沢	〒920-0935 金沢市石引4-17-1 県本多の森庁舎	(076) 261-9453
野々市市福祉事務所	〒921-8510 野々市市三納1-1	(076) 227-6077	(公財)石川県母子寡婦福祉連合会	〒920-0861 金沢市三社町1-44	(076) 264-0503
石川県中央児童相談所	〒920-8557 金沢市本多町3-1-10	(076) 223-9553	石川県健康福祉部少子化対策監室	〒920-8580 金沢市鞍月1-1	(076) 225-1421
石川県七尾児童相談所	〒926-0031 七尾市古府町そ部8番1	(0767) 53-0811			

母子・父子福祉団体のご紹介

母子・父子福祉団体とは…

母子家庭や父子家庭、寡婦など同じ境遇の方々が集まって互いに語り合い、励まし合って、親睦と福祉向上を図ることを目的としています。県には、公益財団法人石川県母子寡婦福祉連合会があり各市町単位に支部が組織され、さらに町又は校下単位ごとに組織されています。

(公財)石川県母子寡婦福祉連合会の活動は…

- ◎ひとり親・寡婦に役立つ各種講座(就業セミナー・防災講座等)を開催しています。
- ◎子供が健全に育つように、キャンプ、ハイキング、登山、料理教室、伝統工芸体験等、各地域ごとに実施しています。
- ◎生活に困窮しているひとり親家庭の方々に食品等を無償で提供する支援活動を行っています。
- ◎全国の母子会会員との研修、交流を行い、広い視点でひとり親家庭・寡婦の福祉の向上を図っています。
- ◎緊急にお金が必要になった場合、10万円以内を無利子で1年間貸付します。(母子父子寡婦福祉小口資金貸付事業)
- ◎就業、養育費、その他ひとり親家庭に関する相談(離婚前後に関すること)、専門家による無料法律相談を行っています。
- ◎ひとり親の自立のための就業支援講習会(パソコン・介護福祉士等)を開催しています。
- ◎「高等職業訓練促進給付金」受給者を対象に、入学準備金、就職準備金の貸付、「母子・父子自立支援プログラム」の策定を受けている方を対象に住宅支援資金の貸付を行っています。(貸付には条件があります)



ひとり親に関する情報を発信しています

LINEの友だち登録

入会についてのお問い合わせは…

(公財)石川県母子寡婦福祉連合会 ☎(076)264-0503

ひとり親家庭のしおり

母子家庭・父子家庭・寡婦の皆様へ

令和6年5月



母(父)と子のしあわせのために…

石川県では、ひとり親家庭の福祉の向上を願い、種々の施策を講じておりますが、このしおりはその概要を紹介するものです。詳しいことをご存知になりたいときは、それぞれの窓口にお問い合わせください。このしおりが皆様のお役にたてば幸いです。

母子(父子)家庭とは…

死別・離別等により配偶者のない女子(男子)が満20歳未満の児童を扶養している家庭をいいます。

寡婦とは…

かつて母子家庭の母であった方で、現在配偶者のいない方をいいます。

石川県健康福祉部
少子化対策監室

年金・手当

児童扶養手当

父母の離婚などにより父親又は母親と生計を別にしてゐる児童（18歳になって最初の3月31日まで。ただし、障害のある児童は20歳未満。）を養育している場合に支給されます。ただし、前年の所得が一定額以上の場合は、手当額の全部又は一部が支給されません。

窓	□	市役所・町役場
----------	----------	----------------

遺族基礎年金

国民年金に加入していた夫（妻）が死亡したとき、その夫（妻）によって生計を維持されていた妻（夫）や子どもに遺族基礎年金が支給されます。厚生年金保険に加入していた夫（妻）が死亡したときは、遺族基礎年金に上乘せして遺族厚生年金が支給されます。

（詳しくは、国民年金の場合は住所地の市役所・町役場国民年金係へ、厚生年金の場合は年金事務所の窓口へおたずねください。）

生活

ひとり親家庭学習支援事業

ひとり親家庭の児童に対し、大学生や教員OB等のボランティアが、家庭訪問又は学習塾形式により学習支援や生活面の指導を行います。

家庭生活支援員派遣事業

ひとり親家庭の親等が疾病・出張等で一時的に生活面のサポートが必要なときに、生活援助・保育サービスを行うホームヘルパー等を派遣します。

窓	□	市役所・町役場	実施していない市町もありますので確認の上、ご利用ください。
----------	----------	----------------	-------------------------------

ひとり親家庭放課後児童クラブ

利用支援

就業又は求職中のひとり親家庭の父又は母が負担する放課後児童クラブの利用料を軽減します。

支給額	児童1人当たり	月額3,000円まで
所得制限	児童扶養手当の所得制限額を準用	

窓	□	市役所・町役場	実施していない市町もありますので確認の上、ご利用ください。
----------	----------	----------------	-------------------------------

教育費負担軽減奨学金

保護者等の市町民税所得割が非課税（0円）であること等の要件を満たす世帯に対し、返還を要しない給付型の奨学金制度を実施しています。（H26年度以降に入学した生徒）

窓	□	在学している高等学校
----------	----------	-------------------

		
母子家庭に 関係のあるものにつく印です	寡婦に 関係のあるものにつく印です	父子家庭に 関係のあるものにつく印です
※特に記載のないものは一般と同様です。		

児童扶養手当の額（令和6年4月以降）		
区 分	全部支給される場合	一部支給される場合
児童1人のとき	月額 45,500円	月額 10,740円~45,490円
児童2人のとき	月額 10,750円を加算	月額 5,380円~10,740円を加算
児童3人以上のとき （3人目から一人につき）	月額 6,450円を加算	月額 3,230円~6,440円を加算

注）・原則、受給資格取得から5年又は支給要件に該当して7年を経過したとき、**就業に困難な事情がないにもかかわらず、就業意欲がみられない場合は手当が2分の1に減額されます。**
・原則として年1回、手当の額が見直されます。

ショートステイ・トワイライトステイ

○ショートステイ

保護者の傷病や育児疲れ、仕事等の事由により、家庭において、こどもの養育が一時的に困難となった場合や、こども自身が保護者の育児不安や過干渉等により、一時的に保護者と離れることを希望する場合に、児童養護施設や里親宅等に、こどもを預けることができます。また、保護者が一緒に宿泊することもできます。
○トワイライトステイ
保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となることで、家庭において、こどもの養育が一時的に困難となった場合や、こども自身が保護者の育児不安や過干渉等により、一時的に保護者と離れることを希望する場合、その他緊急の場合に、児童養護施設や里親宅等にこどもを預けることができます。

※里親とは、こどもを自分の家庭に迎え入れ、愛情と誠意をもって養育してくださる方です。

窓	□	市役所・町役場	実施していない市町もありますので確認の上、ご利用ください。
----------	----------	----------------	-------------------------------

ひとり親家庭放課後児童クラブ

利用支援

就業又は求職中のひとり親家庭の父又は母が負担する放課後児童クラブの利用料を軽減します。

支給額	1人当たり	50,000円
申請期限	遺児となった日から1年以内	

窓	□	県保健福祉センター
----------	----------	------------------

就学援助制度

児童扶養手当を受給しているなど、経済的な理由でお困りの方に対し、小・中学校の就学に必要な費用の一部を援助します。

市町によって援助の要件や内容などが異なる場合がありますので、詳しくはお住まいの市・町教育委員会におたずねください。

窓	□	市・町教育委員会
----------	----------	-----------------

窓	□	在学している高等学校
----------	----------	-------------------

就 職

母子家庭等就業自立支援事業

- 専門の「就業支援員」が就業相談から情報提供まで一貫した就業支援を行っています。また、「無料職業紹介所」を併設し、求人情報の収集、職業紹介等も実施しています。
- 就業支援講習会（パソコン等）を県内で開催します。各講座とも託児サービスを行います。
- その他法律相談、生活相談も行っています。

※県保健福祉センターと各市福祉事務所においても、「母子・父子自立支援員」が「就業支援員」と連携して相談に応じています。お気軽にご相談ください。

窓	□	（公財）石川県母子寡婦福祉連合会
----------	----------	-------------------------

自立支援教育訓練給付金制度

母子家庭の母・父子家庭の父であって次の受給要件の全てを満たす方を対象に支給します。

- 児童扶養手当を受給、又は同様の所得水準にある方
- 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる方

対象講座	①雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座 <p>②その他、知事が地域の実情に応じて対象とする講座</p>
支給額	教育訓練経費の6割相当額 <p>(1)一般教育訓練または一般特定教育訓練 上限200,000円、12,000円以下は支給しない。</p> <p>(2)専門実践教育訓練 上限は修業年数×400,000円（1,600,000円まで）12,000円以下は支給しない。</p> ※雇用保険法の教育訓練給付金の支給を受けている場合、差額分のみ支給
申請期限	受講開始日の属する月の前月15日まで

※ 給付金受給希望者は、母子・父子自立支援員による事前相談が必要です。

窓	□	県保健福祉センター・市役所	実施していない市もありますので確認の上、ご相談ください。
----------	----------	----------------------	------------------------------

高等学校卒業程度認定試験

ひとり親家庭の親・子（児童扶養手当を受給、又は同様の所得水準の家庭）が高等学校卒業程度認定試験合格のための対策講座受講料の一部を支援します。

受講費用の6割（上限あり）

窓	□	県保健福祉センター・市役所	実施していない市もありますので確認の上、ご相談ください。
----------	----------	----------------------	------------------------------

公共職業安定所（裏面に記載）

求職者の希望と能力、適性にふさわしい職場開拓を行い求職者にその情報を提供し、職業相談や職業紹介を行っています。また、長い間職業から離れていた方や新たに就労しようとする人のための訓練制度があります。

一定の要件を満たす方には、訓練期間中に雇用保険または訓練手当が支給されます。（受給できない方は、職業訓練受講給付金の制度を利用できる場合があります。支給要件については最寄りのハローワークにてお問い合わせください。）

このほか、職業安定所の紹介により、母子家庭の母・父子家庭の父を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対し、賃金の一部を支給する特定求職者雇用開発助成金制度などの支援策があります。詳しくはお問い合わせください。

高等職業訓練促進給付金制度

母子家庭の母・父子家庭の父であって次の受給要件の全てを満たす方を対象に支給します。

- 児童扶養手当を受給、又は同様の所得水準にある方
- 養成機関において6月以上の課程を修業し、対象資格の取得が見込まれる方
- 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる方

対象資格	看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格等
支給期間等	修業期間全期間（ただし、上限4年）
支給額	月額 100,000円（住民税非課税世帯）70,500円（住民税課税世帯）（修業期間の最後の12ヵ月の支給月額は、40,000円増額する）
申請	修業を開始した日以後

医 療

ひとり親家庭等医療費助成

児童（18歳になって最初の3月31日まで。ただし、障害のある児童は20歳未満）を監護している母子家庭、父子家庭の親と児童又は父母のない児童が傷病のために治療を受けた場合、医療費の一部が支給されます。

市町によって所得制限の額や自己負担額、受給手続きなどが異なる場合がありますので詳しくはお住まいの市役所・町役場へおたずねください。

優遇制度

少額貯蓄非課税制度（マル優）

児童扶養手当、遺族基礎年金などを受けている方は、証書を添えて金融機関に申し出ると、元金350万円までの預貯金利子が非課税になります。

窓	□	各金融機関
----------	----------	--------------

IR・JR定期乗車券の割引制度

児童扶養手当を受けている方及びその世帯員はIRいかわ鉄道株式会社・旅客鉄道株式会社（JR）の通勤定期運賃が3割引になります。児童が通学のために購入することも可能です。

窓	□	市役所・町役場（特定者資格証明書の発行）
----------	----------	-----------------------------

保育料の軽減制度

所得税の非課税世帯等は、保育料が軽減になる場合があります。市町によって所得制限の額や保育料などが異なる場合がありますので、詳しくはお住いの市役所・町役場へおたずねください。

窓	□	市役所・町役場
----------	----------	----------------

その他

ひとり親家庭生活向上事業

ひとり親家庭の親子や寡婦のふれあいを深め、情報交換や知識の向上と児童の健全育成を図ることを目的として地区の母子福祉協会単位で生活支援講習会・生活相談・野外活動的行事・社会体験的行事・文化芸術的行事を実施します。

窓	□	（公財）石川県母子寡婦福祉連合会
----------	----------	-------------------------

母子生活支援施設

母子家庭の母と児童（20歳未満）の福祉を図るため、入所、保護を行う児童福祉施設です。住居の提供だけではなく、母子支援員や少年指導員がいて、母の自立を援助し、児童が健やかに育つよう支援しています。

窓	□	県保健福祉センター、市福祉事務所
----------	----------	-------------------------

支給額	月毎に支払った医療費から対象者1人当たり自己負担額1,000円（市町によって異なる場合があります）を引いた額	
所得制限	児童扶養手当の所得制限額を準用（市町によって異なる場合があります）	
窓	□	市役所・町役場

相 談

保健福祉センター・福祉事務所

県内には県保健福祉センター（石川中央、南加賀、能登中部、能登北部）と市福祉事務所（11市）があり、福祉の総合窓口として様々な相談に応じています。何かお困りのときは、あなたの住所地を担当する県保健福祉センター、市福祉事務所（裏面記載）にご相談ください。

母子・父子自立支援員

県保健福祉センターや市福祉事務所には母子・父子自立支援員がおり、母子家庭・父子家庭・寡婦の方々の相談に応じています。くらしのこと、子どものこと、貸付金のこと、就職のことなど、どんなことでもお気軽にご相談ください。

母子・父子福祉推進員

母子家庭や父子家庭、寡婦の福祉推進のため、各市町に置かれ、母子・父子自立支援員と連携をとりながら日常生活の相談に応じています。身近な相談相手としてお訪ねください。（あなたの住所地を担当している母子・父子福祉推進員がわからないときは、市役所・町役場へおたずねください。）

石川県母子・父子福祉センター

母子家庭や父子家庭、寡婦のための相談、指導、援助等を行っています。

金沢市三社町1-44 女性センター5階（076）**264-0503**

就業相談	月～金曜日 <p>第2日曜日</p>	9:00～16:00
養育費相談 面会交流相談	月・水・金曜日 <p>第4日曜日</p>	10:00～16:00
電話相談	日～金曜日	9:00～16:00

※就業相談・養育費相談・面会交流相談は、事前にお電話をいただけると、スムーズにご案内できます。

※土曜日・第3日曜日・祝日・年末年始はお休みです。

子どもに関する相談窓口

市役所と町役場、児童相談所（県中央、県七尾、金沢市）は、子どもに関するあらゆる相談に応じています。

お気軽にご相談ください。